

[事案 30-100] 新契約無効等請求

・平成 31 年 1 月 31 日 裁定終了

<事案の概要>

自身は契約していないことを理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 7 年 10 月に契約した保険期間 10 年の養老保険について、以下の理由により、契約を無効にして、保険料を返還し、慰謝料も支払ってほしい。

- (1) 契約は親族がしたもので、自分は知らない。
- (2) 満期保険金も受け取っていない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約時期が 20 年以上前であり、関係者に対するヒアリング等による事実認定が困難であり、契約が無効と判断できる事実は確認できていない。
- (2) 申立人の子である被保険者は給付金を請求しており、契約を追認している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。なお、申立人が希望しなかったため、事情聴取は行わなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人主張の事実があったとは認められず、仮に申立人の親族が保険料を支払ったのであれば申立人に保険料の返還を求める権利はないこととなり、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。